

原子力規制委員会



《原子力規制委員会》

表 19-1 原子力規制委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	原子力規制委員会政策評価基本計画（平成25年1月9日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年9月19日から29年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、規制の新設又は改廃を目的とする政策等を対象とする。 ○ 評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」等による。
	3 事後評価の対象等	○ 原子力規制委員会の政策すべてを対象に行う。評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別表のとおり。 ○ 評価は、主として有効性及び効率性の観点から行う。 その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、原子力規制庁の予算要求、事業決定、機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃等における重要な情報として活用し、反映させる。 原子力規制委員会における政策評価の結果の政策への反映状況は、原子力規制庁政策評価・広聴広報課において取りまとめ、原子力規制委員会において審議の上決定し、総務大臣に通知するとともに、国民にわかりやすい形で公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 原子力規制庁政策評価・広聴広報課が全体の窓口として政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けることとし、寄せられた意見・要望は関係する課室等において適切に活用する。
実施計画の名称	—	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	—
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）	—
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	—

（注）原子力規制委員会は、平成24年度の実施計画を作成しておらず、同年度に実施した政策については、平成25年度実施計画に基づき評価を行う予定である。

表 19-2 原子力規制委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—
	未着手（法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—
	未了（法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—

表 19－3 原子力規制委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

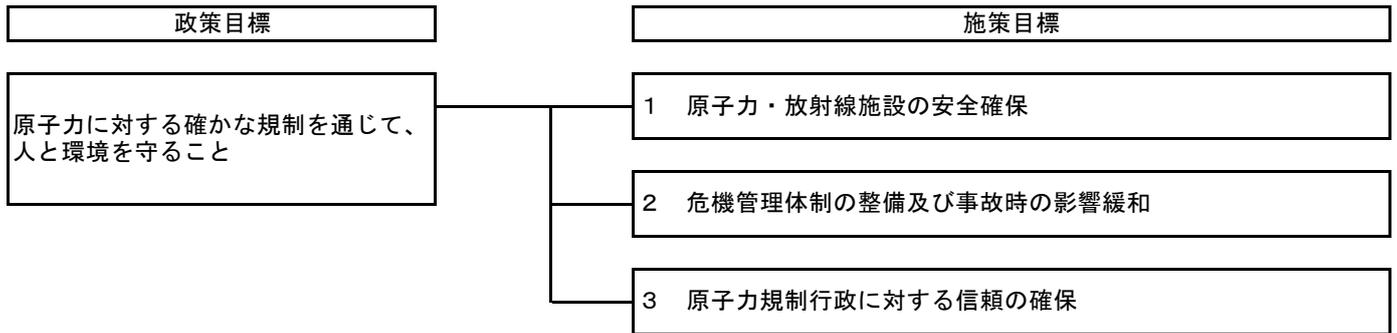
該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

### 政策体系（原子力規制委員会）

※ この政策体系は、原子力規制委員会政策評価基本計画に基づき定められたもの



(注)政策ごとの予算との対応については、原子力規制委員会ホームページ  
([http://www.nsr.go.jp/budget/h25\\_yosanan/data/h25taisaku-03.pdf](http://www.nsr.go.jp/budget/h25_yosanan/data/h25taisaku-03.pdf))参照

